

(令和8年9月4日提出)

令和8年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和 8 年 9 月議会定例会議案

目 次

議案第 7 0 号	令和 8 年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・	1
議案第 7 1 号	令和 8 年度新潟市介護保険事業会計補正予算・・・・・・・・	8
議案第 7 2 号	令和 8 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算・・・・・・・・	1 1
議案第 7 3 号	令和 8 年度新潟市下水道事業会計補正予算・・・・・・・・	1 5
議案第 7 4 号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について・・・・・・・・	1 6
議案第 7 5 号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	1 8
議案第 7 6 号	新潟市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・	2 3
議案第 7 7 号	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	2 6
議案第 7 8 号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	2 7
議案第 7 9 号	新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部改正について・・・・・・・・	5 1
議案第 8 0 号	町（字）の区域及び名称の変更について・・・・・・・・	5 2
議案第 8 1 号	市道路線の認定及び廃止について・・・・・・・・	5 5
議案第 8 2 号	調停の申立てについて・・・・・・・・	7 2
議案第 8 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・・	7 3
議案第 8 4 号	財産の処分について・・・・・・・・	7 4
議案第 8 5 号	財産の取得について・・・・・・・・	7 5
議案第 8 6 号	財産の取得について・・・・・・・・	7 6
議案第 8 7 号	契約の締結について・・・・・・・・	7 7
議案第 8 8 号	契約の変更について・・・・・・・・	7 8
議案第 8 9 号	未処分利益剰余金の処分について・・・・・・・・	7 9

議案第 9 0 号	未処分利益剰余金の処分について・・・・・・・・・・	8 0
議案第 9 1 号	決算の認定について・・・・・・・・・・	8 1
報告第 5 号	継続費精算報告書の報告について・・・・・・・・・・	8 2

議案第 70 号

令和 8 年度新潟市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度新潟市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 3 6, 8 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 5, 9 7 5, 3 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		84,446,100	60,000	84,506,100
	2 国庫補助金	19,697,065	60,000	19,757,065
21 財産収入		2,919,102	430,000	3,349,102
	2 財産売払収入	2,686,608	430,000	3,116,608
23 繰入金		2,351,929	738,164	3,090,093
	2 基金繰入金	2,079,014	738,164	2,817,178
26 市債		31,663,800	608,700	32,272,500
	1 市債	31,663,800	608,700	32,272,500
歳 入 合 計		444,138,500	1,836,864	445,975,364

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,762,669	1,351,000	49,113,669
	1 総務管理費	41,502,615	1,300,000	42,802,615
	3 戸籍住民基本台帳費	1,041,167	51,000	1,092,167
4 衛生費		30,942,054	369,600	31,311,654
	1 保健衛生費	18,881,611	187,000	19,068,611
	2 清掃費	12,060,443	182,600	12,243,043
5 労働費		643,620	8,800	652,420
	1 労働諸費	643,620	8,800	652,420
8 土木費		60,647,191	1,100	60,648,291
	1 土木管理費	1,020	1,100	2,120
10 教育費		66,184,660	28,364	66,213,024
	1 教育総務費	10,152,041	26,000	10,178,041
	4 高等学校費	1,509,636	2,364	1,512,000
11 災害復旧費		3,559,170	78,000	3,637,170
	2 その他施設災害復旧費	297,170	78,000	375,170
歳 出	合 計	444,138,500	1,836,864	445,975,364

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	窓口用基幹系パソコン調達経費	90,000
		旧潟東西小学校校舎解体事業	600,000
		新潟市陸上競技場ナイター照明塔架台撤去事業	153,000
4 衛生費	1 保健衛生費	旧中央地域保健福祉センター解体事業	187,000
	2 清掃費	清掃手数料システム改修事業	169,400
11 災害復旧費	2 その他施設災害復旧費	坂井輪中学校改築事業	78,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
鳥屋野総合体育館大規模改修事業	令和 9年度から 令和10年度まで	37,000

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧潟東西小学校整備事業費	540,000	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率 共団) 体と の共 同発 行を 含む 。)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
高等学校整備事業費	2,100	又は 債券		
勤労者福祉施設整備事業費	7,900	発行		

2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
その他施設災害復旧事業費	183,300	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	242,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 7 1 号

令和 8 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 9 , 0 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 9 , 4 6 0 , 6 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	539,051	539,052
	1 繰越金	1	539,051	539,052
歳 入	合 計	88,921,554	539,051	89,460,605

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		272,915	539,051	811,966
	2 償還金		539,051	539,051
歳 出 合 計		88,921,554	539,051	89,460,605

議案第 7 2 号

令和 8 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 3 3, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 3 2 2, 0 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		471,793	△ 133,000	338,793
	1 国庫補助金	471,793	△ 133,000	338,793
歳 入	合 計	14,455,058	△ 133,000	14,322,058

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		654,235	△ 133,000	521,235
	1 総務管理費	654,235	△ 133,000	521,235
歳 出	合 計	14,455,058	△ 133,000	14,322,058

第2表 債務負担行為補正

1 変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料徴収システム標準化対応業務	令和 9年度	182,000	令和 9年度から 令和10年度まで	315,000

議案第 7 3 号

令和 8 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条本文中「営業費用中管渠費、ポンプ場費、処理場費 4, 5 6 3, 0 6 7 千円の財源に充てるため、企業債 2 6 4, 6 0 0 千円を借り入れる。」を「営業費用中管渠費、ポンプ場費、処理場費 4, 6 3 6, 8 6 7 千円の財源に充てるため、企業債 3 3 8, 4 0 0 千円を借り入れる。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	32,067,397	73,800	32,141,197
第 1 項 営業費用	28,164,377	73,800	28,238,177

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
坂井輪ポンプ場 N o . 2 ～ 5 汚水ポンプ設備工事	令和 9 年度から 令和 11 年度まで	1,538,000

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 7 4 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 新潟市寄居コミュニティハウスの項位置の欄中「新潟市中央区西大畑町 6 1 7 番地」を「新潟市中央区東大畑通 2 番町 3 7 6 番地 8」に改め、同項施設の欄中「多目的ホール、和室、会議室、茶室、老人憩のフロアー」を「会議室、コミュニティルーム、多目的ホール」に改める。

別表第 4 のうち 4 4 の表を次のように改める。

4 4 新潟市寄居コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
会議室 1	1 時間につき	2 0 0
会議室 2	1 時間につき	2 0 0
コミュニティルーム	1 時間につき	3 0 0
多目的ホール 1	1 時間につき	3 0 0
多目的ホール 2	1 時間につき	3 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新潟市寄居コミュニティハウスの施設に係る行為のうち、次に掲げる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

(1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

(2) 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

(3) 利用者が行う利用の取止めの申出

(4) 前3号に関し必要な手続

(5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

議案第 75 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第 45 条第 7 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（

平成 24 年新潟市条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 47 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 59 条中「第 34 条」の次に「、第 47 条」を加える。

第 78 条、第 78 条の 2、第 81 条の 9 及び第 89 条中「第 46 条まで、第 48 条から」を削る。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 44 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第 24 条の 11 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する

者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)

その他の必要な措置を講じなければならない。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。))を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育

保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第 6 条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 3 0 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 7 条の 2 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年新潟市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 76 号

新潟市営住宅条例の一部改正について

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 38 条の 2」を「第 38 条の 3」に改める。

第 7 条第 2 項ただし書を削り、同項第 7 号中「又はイ」を「からエまでのいずれか」に改め、同号ア中「含む。）の保護」の次に「又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の保護」を加え、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第 3 条に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下同じ。）を受けている旨の証明を受けている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、配偶者暴力相談支援担当部署又は行政機関と連携して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体による配偶者からの暴力を受けている旨の確認を受けている者

第 7 条第 5 項中「第 2 項本文」を「第 2 項」に改め、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。

第 4 章中第 38 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可）

第38条の3 市長は、前条第1項の規定により子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸について定期使用許可を受けた者が、その定期使用許可の期間が満了する日において、第7条第1項、第2項又は第3項の条件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申込みにより、その者が受けている定期使用許可の期間の満了の日の翌日を始期とする定期使用許可をすることができる。ただし、第31条第1項各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

(1) 前条第1項の規則で定める条件を備えること。

(2) 前号に掲げる者以外の者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校その他規則で定める学校に在学する子（修業年限を超えて在学する者を除き、疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により修業年限を超えて在学する者を含む。）と同居していること。

2 前項の規定による定期使用許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 5年間

(2) 前項第2号に該当する場合 当該子が卒業する年度の末日まで。ただし、同居する子が2人以上ある場合は、そのうち最も遅く卒業する子が卒業する年度の末日まで。

別表第1日和田山住宅の項を削り、同表松浜町住宅の項位置の欄中「新潟市北区松浜4丁目及び5丁目」を「新潟市北区松浜5丁目」に改める。

別表第3巻12区住宅の項を削る。

別表第4新石山住宅第2駐車場の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する経過措置)

2 市長は、平成24年4月1日前に子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸について定期使用許可を受けて入居した者で、施行日の前日において当該住戸に係る定期使用許可の効力を有するもの（以下「経過措置対象者」という。）について、第38条の3の規定にかかわらず、第7条第1項、第2項又は第3項の条件を満たす場合は、その申込みにより、その者が受けている定期使用許可の期間の満了の日の翌日を始期とする定期使用許可をすることができる。ただし、第31条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 前項の定期使用許可の期間は5年間とし、申込みの時期その他経過措置対象者に係る定期使用許可に関し必要な事項は、規則で定める。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する準備行為）

4 市長は、施行日前においても、前2項の規定の例により定期使用許可をすることができる。

議案第 77 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 3 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、「第 9 条の 3 の 3 第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 40 条第 3 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に改め、「同条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 41 条第 3 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に改める。

第 42 条第 3 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に、「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 8 項を加える。

6 4 新潟都市計画豊栄駅北第 2 地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「豊栄駅北第 2 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

6 5 新潟都市計画大形駅北口地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

（１）新潟都市計画大形駅北口地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「大形駅北口 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（２）新潟都市計画大形駅北口地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「大形駅北口 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（３）新潟都市計画大形駅北口地区地区計画の計画図に表示する C 地区（以下「大形駅北口 C 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 3 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（４）新潟都市計画大形駅北口地区地区計画の計画図に表示する D 地区（以下「大形

駅北口D地区」という。)内においては、別表第2ア欄第4項に掲げる建築物は、建築してはならない。

6 6 新潟都市計画寺山地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画寺山地区地区計画の計画図に表示するA地区(以下「寺山A地区」という。)内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画寺山地区地区計画の計画図に表示するB地区(以下「寺山B地区」という。)内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(3) 新潟都市計画寺山地区地区計画の計画図に表示するC地区(以下「寺山C地区」という。)内においては、別表第2ア欄第3項に掲げる建築物は、建築してはならない。

6 7 新潟都市計画江南区役所周辺地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画江南区役所周辺地区地区計画の計画図に表示するA地区(以下「江南区役所周辺A地区」という。)内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画江南区役所周辺地区地区計画の計画図に表示するB地区(以下「江南区役所周辺B地区」という。)内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

6 8 新潟都市計画フォスター亀田早通地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画フォスター亀田早通地区地区計画の計画図に表示するA地区(以下「フォスター亀田早通A地区」という。)内においては、別表第2ア欄第1項に掲

げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画フォスター亀田早通地区地区計画の計画図に表示するB地区（以下「フォスター亀田早通B地区」という。）内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(3) 新潟都市計画フォスター亀田早通地区地区計画の計画図に表示するC地区（以下「フォスター亀田早通C地区」という。）内においては、別表第2ア欄第3項に掲げる建築物は、建築してはならない。

69 新潟都市計画荻川あおば通南地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画荻川あおば通南地区地区計画の計画図に表示するA地区（以下「荻川あおば通南A地区」という。）内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画荻川あおば通南地区地区計画の計画図に表示するB地区（以下「荻川あおば通南B地区」という。）内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

70 新潟都市計画北上西地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画北上西地区地区計画の計画図に表示するA地区（以下「北上西A地区」という。）内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画北上西地区地区計画の計画図に表示するB地区（以下「北上西B地区」という。）内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

71 新潟都市計画榎尾地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画槇尾地区地区計画の計画図に表示するA地区（以下「槇尾A地区」という。）内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画槇尾地区地区計画の計画図に表示するB地区（以下「槇尾B地区」という。）内においては、別表第2ア欄第2項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

別表第1に次のように加える。

豊栄駅北第2地区地区計画	新潟都市計画豊栄駅北第2地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
大形駅北口地区地区計画	新潟都市計画大形駅北口地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
寺山地区地区計画	新潟都市計画寺山地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
江南区役所周辺地区地区計画	新潟都市計画江南区役所周辺地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
フォスター亀田早通地区地区計画	新潟都市計画フォスター亀田早通地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
荻川あおば通南地区地区計画	新潟都市計画荻川あおば通南地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
北上西地区地区計画	新潟都市計画北上西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
槇尾地区地区計画	新潟都市計画槇尾地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

豊栄駅北第2地区地区計画区域	豊栄駅北第2A地区内に建築してはならない建築物 法別表第2（ほ）項第4号に掲げるもの			隣地境界線及び道路境界線から0.5メートル。ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが3メートル以下の外壁を有しないもの又は物置は、この限りでない。		道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。			
大形駅	1 大形駅北口A地区内に建築してはならない建築物		大形駅北口B地区内にあっては	1 大形駅北口A地区		大形駅北口B地区	大形駅北口B地区		

北口地区地画区	法別表第 2 (い) 項第 1 号に掲げるもの (長屋を除く。)	、 1 3 5 平方メートル。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。	内及び大形駅北口 B 地区内にあっては、隣地境界線及び道路境界線から 0 . 5 メートル。ただし、独立した自動車庫の高さが 3 メートル以下の外壁を有しないも	内にあっては、道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ 1 メートル以下のものはフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。	内にあっては、0 . 6 メートル以下。ただし、築山等は、この限りでない。
2 大形駅北口 B 地区	区内に建築してはならない建築物	(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地			
画区	(1) 法別表第 2 (に) 項第 6 号に掲げるもの	(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地			
域	(2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるものの	(2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は			
	(3) 法別表第 2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5				

	00平方メートルを超えるもの	収益することができ	の又は物置は						
3	大形駅北口C地区内に建築してはならない建築物	きる権利を有している連続した全ての土地を	、この限りでない。						
	(1) 法別表第2 (い) 項第1号に掲げるもの	135平方メートル以上ごとに分割して生じた残りの土地	2 大形駅北口C地区内及び大形駅北口D地区内にあっては、隣地境界線及び道路境界線から1メートル。ただし、						
	(2) 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの	(3) 土地地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地	独立した自動車車庫						
	(3) 法別表第2 (に) 項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの								
	(4) 法別表第								

	2（ほ）項第2号に掲げるもの		で軒の高さが						
	(5) 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの		3メートル以下の外壁を有しないもの又は物置は、この限りでない。						
	(6) 法別表第2（へ）項第3号及び第6号に掲げるもの								
	(7) 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの								
	(8) 法別表第2（ぬ）項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの								
	(9) 法別表第								

	2（ほ）項第2号に掲げるもの (5) 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの (6) 法別表第2（ぬ）項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの								
寺山地区地区計画区	1 寺山A地区内に建築してはならない建築物 新潟市ラブホテル建築等規制条例第2条第2号に掲げるラブホテル 2 寺山B地区内に建築してはならな		寺山B地区内にあるのは、135平方メートル。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。	寺山B地区内にあるのは隣地境界線及び道路境界線から0.5メートル。た		寺山B地区内にあるのは、道路に面する垣又は柵の構造は	寺山B地区内及び寺山C地区内にあるのは、0.6メート		

域	い建築物		(1) 巡	だし、独		、生垣	ル以下		
	法別表第2 (は		査派出所	立した自		。ただ	。ただ		
	) 項に掲げる建築		、公衆電	動車車庫		し、高	し、築		
	物以外のもの		話所その	で軒の高		さ1メ	山等は		
	3 寺山C地区内に		他これら	さが3メ		ートル	、この		
	建築してはならな		に類する	ートル以		以下の	限りで		
	い建築物		公益上必	下の外壁		もの又	ない。		
	(1) 法別表第		要な建築	を有しな		はフェ			
	2 (い) 項第1		物の敷地	いもの又		ンス等			
	号に掲げるもの		(2) 土	は物置は		で透視			
	(長屋を除く。		地区画整	、この限		が可能			
	)		理事業の	りでない		な形状			
	(2) 法別表第		換地処分	。		のもの			
	2 (い) 項第2		により生			は、こ			
	号に掲げるもの		ずる土地			の限り			
	(3) 店舗、飲		で、同一			でない			
	食店その他これ		人が使用			。			
	らに類する用途		し、又は						
	に供するものの		収益する						
	うち法別表第2		ことがで						
	(は) 項第5号		きる権利						
	に掲げる建築物		を有して						
	以外のもの		いる連続						
	(4) 法別表第		した全て						
	2 (に) 項第3		の土地を						

		号から第5号までに掲げるもの (5) 自動車修理工場 (6) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもので3階以上又は1,500平方メートルを超えるもの		135平方メートル以上ごとに分割して生じた残りの土地 (3) 土地地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地						
江南区役所周辺地区地区地区	1 江南区役所周辺A地区内に建築することができる建築物 法別表第2(は)項に掲げるもの 2 江南区役所周辺B地区内に建築してはならない建築物 (1) 法別表第		江南区役所周辺A地区内にあっては、135平方メートル。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 巡	隣地境界線及び道路境界線から0.5メートル。ただし、独立した自動車庫で軒の高さが3メ	江南区役所周辺A地区内にあっては、135メートル。た	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ1.5メートル以				

計 画 区 域	2（に）項第3 号から第5号ま でに掲げるもの （2） 自動車修 理工場	査派出所 、公衆電 話所その 他これら に類する 令第13 0条の4 で定める 公益上必 要な建築 物の敷地 （2） 土 地区画整 理事業の 換地処分 により生 じる土地 で、同一 人が使用 し、又は 収益する ことがで きる権利 を有して いる連続	一トル以 下の外壁 を有しな いものは 、この限 りでない 。	トル を超 えて はな らな い。	下のも の又は フェン ス等で 透視が 可能な 形状の ものは 、この 限りで ない。			
------------------	--	---	---	----------------------------------	---	--	--	--

			した全ての土地を 135平方メートル以上ごとに分割して生じた残りの土地 (3) 土地地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地						
フォスター亀田早通	1 フォスター亀田早通A地区内に建築してはならない建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる		フォスター亀田早通C地区内にあっては、100平方メートル。 ただし、巡查派出所、公衆電話所	1 フォスター亀田早通A地区及びフォスター亀田早通B地	フ	フォスター亀田早通C地区内にあっては、道路に面する垣	フォスター亀田早通C地区内にあっては、1メートル以下		

地区地 区計 画 区 域	もの (2) 法別表第 2 (に) 項第 3 号及び第 4 号に 掲げるものでそ の用途に供する 部分の床面積の 合計が 3, 0 0 0 平方メートル を超えるもの (3) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に 掲げるもの (4) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に 掲げるもの (5) 法別表第 2 (へ) 項第 3 号に掲げるもの (6) 法別表第 2 (り) 項第 2 号に掲げるもの (7) 店舗、飲	その他これ らに類する 令第 1 3 0 条の 4 で定 める公益上 必要な建築 物の敷地は 、この限り でない。	区内に あって は、隣 地境界 線及び 道路境 界線か ら 1 メ ートル 2 フォ スター 亀田早 通 C 地 区内に あって は、隣 地境界 線及び 道路境 界線か ら 0 . 5 メー トル。 ただし 、独立	は、 1 5 メー トル を超 えて はな らな い。	又は柵 の構造 は、生 垣。た だし、 高さ 1 メート ル以下 のもの 又はフ ェンス 等で透 視が可 能な形 状のも のは、 この限 りでな い。	。ただ し、築 山等は 、この 限りで ない。
--------------------------	--	---	---	---	---	--

食店、展示場又は遊技場でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

(8) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

2 フォスター亀田
早通B地区内に建築してはならない建築物

(1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げるもの

(2) 法別表第2(に)項第5

した自動車車庫で軒の高さが3メートル以下の外壁を有しないものはこの限りでない。

	号及び第 6 号に 掲げるもの								
3	フォスター 亀田 早通 C 地区内に建 築してはならない 建築物								
(1)	法別表第 2 (い) 項第 5 号及び第 7 号に 掲げるもの								
(2)	法別表第 2 (に) 項第 3 号及び第 4 号に 掲げるものでそ の用途に供する 部分の床面積の 合計が 1, 5 0 0 平方メートル を超えるもの								
(3)	法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に 掲げるもの								
(4)	店舗、飲 食店、展示場又								

		は遊技場でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの							
		(5) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの							
		(6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの							
荻川あおば通南地区地	1 荻川あおば通南A地区内に建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号、第3号、第4号(集会所を除く。)及び第5号に掲げるも		荻川あおば通南B地区内にあるのは、150平方メートル。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。	荻川あおば通南B地区内にあるのは、隣地境界線及び道路境界線から1メートル。ただ		荻川あおば通南B地区内にあるのは、道路に面する垣又は柵の構			

区 計 画 区 域	の (2) 兼用住宅 (3) 法別表第 2 (は) 項第 2 号及び第 3 号に 掲げるもの (4) 自動車車 庫(建築物に附 属するものを除 く。) (5) 法別表第 2 (に) 項第 2 号から第 6 号ま でに掲げるもの 2 荻川あおば通南 B 地区内に建築し てはならない建築 物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 4 号(集会所を除 く。)及び第 5 号に掲げるもの (2) 兼用住宅 (法別表第 2 (	(1) 巡 査派出所 、公衆電 話所その 他これら に類する 公益上必 要な建築 物の敷地 (2) 土 地区画整 理事業の 換地処分 により生 ずる土地 で、同一 人が使用 し、又は 収益する ことがで きる権利 を有して いる連続 した全て の土地を	し、独立 した自動 車車庫で 軒の高さ が 3 メー トル以下 の外壁を 有しない もの又は 物置で 1 0 平方メ ートル以 下のもの は、この 限りでな い。	造は、 生垣。 ただし 、高さ 1 メー トル以 下のも の又は フェン ス等で 透視が 可能な 形状の ものは 、この 限りで ない。
-----------------------	--	--	--	--

		い) 項第 2 号に掲げるものを除く。)		1 5 0 平方メートル以上ごとに分割して生じた残りの土地						
		(3) 法別表第 2 (は) 項第 2 号に掲げるもの		(3) 土地地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地						
		(4) 自動車車庫 (建築物に附属するものを除く。)								
		(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (法別表第 2 (は) 項第 5 号に掲げるものを除く。)								
北上西地区地区	1	北上西 A 地区内に建築してはならない建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号		北上西 B 地区内にあっては、1 3 5 平方メートル。ただし、公益上必要な建	隣地境界線及び道路境界線から 0 . 5 メートル。ただし、独	1 3 メートルを超えてはなら	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただ			

[illegible]

	号及び第 3 号に掲げるもの								
	(3) 法別表第 2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物								
槇尾地区地区計画区域	1 槇尾 A 地区内に建築してはならない建築物 法別表第 2 (い) 項第 5 号に掲げるもの 2 槇尾 B 地区内に建築することができる建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号に掲げるもの(図書館その他これに類するものを除く。) (2) 法別表第 2 (は) 項第 5	槇尾 B 地区内にあっては、10 分の 1 を超えてはならない。			槇尾 B 地区内にあっては、10 メートルを超えてはならない。	槇尾 B 地区内においては、道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし、高さ 0.5 メートル以下の又はフェンス等で			

	号に掲げる建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） （3） 保育所 （4） 事務所の用途に供する建築物で床面積の合計が150平方メートル以内のもの （5） 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）				透視が可能な形状のものは、この限りでない。			
--	---	--	--	--	-----------------------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部改正について

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例及び新潟市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第 1 条 新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成 18 年新潟市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表秋葉区の項中「舟戸 1 丁目から 2 丁目まで」の次に「、舟戸美咲町」を加える。

(新潟市区役所出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 新潟市区役所出張所設置条例（平成 18 年新潟市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋葉区役所小須戸出張所の項中「舟戸 1 丁目から 2 丁目まで」の次に「、舟戸美咲町」を加える。

附 則

この条例は、舟戸美咲町に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。

議案第 80 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の別図 1 に示す町（字）の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更し、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定により告示する住居表示の実施期日から施行するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

舟戸地区 住居表示実施予定区域図



舟戸地区 新町区域及び名称図



議案第 8 1 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

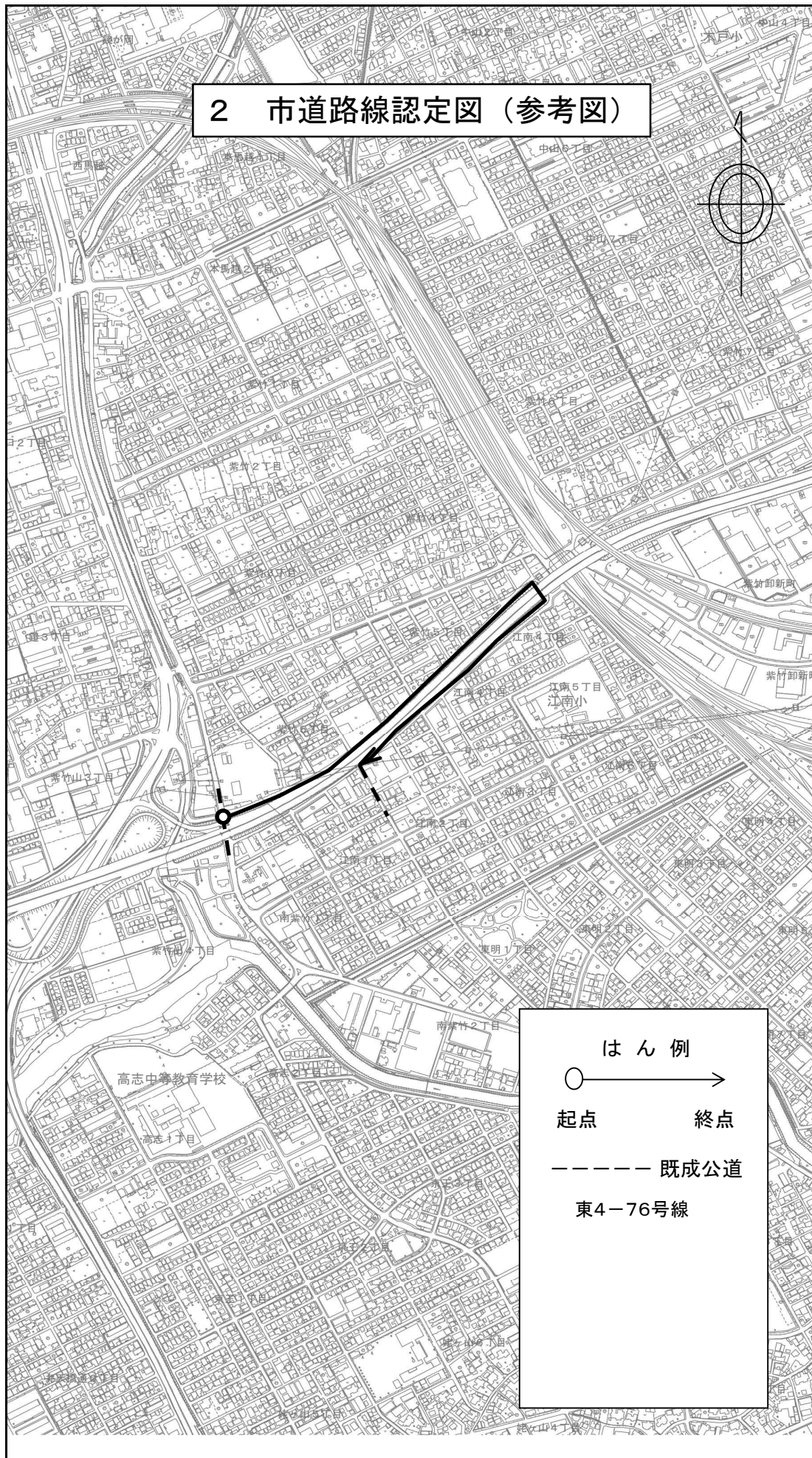
図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	豊栄 2 -	新潟市北区前新田字新々囲乙 364 番 1 地先	新潟市北区新鼻字新囲内 甲 270 番地先
	4 2 5 号線	新潟市北区新鼻字新囲内甲 270 番地先	
2	東 4 -	新潟市東区紫竹五丁目 1101 番 1 地先	新潟市東区紫竹五丁目 1754 番 8 地先
	7 6 号線	新潟市東区南紫竹一丁目 1319 番 2 地先	
3	東 5 -	新潟市東区大形本町六丁目 28 番 23 地先	新潟市東区大形本町六丁 目 31 番地先
	2 3 7 号線	新潟市東区大形本町六丁目 28 番 21 地先	
4	東 6 -	新潟市東区石山六丁目 1356 番 6 地先	新潟市東区石山六丁目 1356 番 12 地先
	1 7 8 号線	新潟市東区石山六丁目 1365 番 1 地先	
5	東 4 -	新潟市中央区本馬越一丁目 637 番 8 地先	新潟市中央区本馬越一丁 目 637 番 10 地先
	1 4 6 号線	新潟市中央区本馬越一丁目 637 番 14 地先	
6	新津 2 -	新潟市秋葉区田島字江端 22 番 1 地先	新潟市秋葉区田島字江端 11 番 19 地先
	8 8 7 号線	新潟市秋葉区田島字江端 11 番 20 地先	
7	黒埼 1 -	新潟市西区山田字中道上の西 618 番 6 地先	新潟市西区山田字中道上 の西 618 番 8 地先
	4 5 8 号線	新潟市西区山田字中道上の西 618 番 3 地先	
8	中之口 1 -	新潟市西蒲区道上 7446 番地先	新潟市西蒲区道上 7450 番 地先
	1 7 2 号線	新潟市西蒲区道上 7342 番 1 地先	
8	中之口 1 -	新潟市西蒲区道上 7455 番地先	新潟市西蒲区道上 7454 番 地先
	1 7 3 号線	新潟市西蒲区道上 7453 番 1 地先	

図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
8	中之口 1 - 4 2 6 号線	新潟市西蒲区道上字八幡浦 630 番地先	新潟市西蒲区道上字八幡 浦 629 番地先
		新潟市西蒲区道上字八幡浦 628 番 1 地先	
9	中之口 1 - 1 9 8 号線	新潟市西蒲区打越甲 4658 番地先	新潟市西蒲区打越甲 4659 番地先
		新潟市西蒲区福島 3024 番地先	
9	中之口 1 - 1 9 9 号線	新潟市西蒲区福島字上向 464 番地先	新潟市西蒲区福島字上向 465 番地先
		新潟市西蒲区福島字上向 466 番地先	
9	中之口 1 - 4 2 7 号線	新潟市西蒲区福島 2882 番地先	新潟市西蒲区福島字上向 401 番地先
		新潟市西蒲区福島字上向 400 番地先	
10	中之口 1 - 2 6 2 号線	新潟市西蒲区小吉 274 番地先	新潟市西蒲区小吉 253 番 地先
		新潟市西蒲区小吉 254 番地先	
10	中之口 1 - 2 6 5 号線	新潟市西蒲区中之口 769 番地先	新潟市西蒲区中之口 660 番地先
		新潟市西蒲区中之口 589 番 1 地先	
10	中之口 1 - 4 1 5 号線	新潟市西蒲区羽黒 3217 番 1 地先	新潟市西蒲区羽黒 3218 番 地先
		新潟市西蒲区中之口 1988 番地先	
10	中之口 1 - 4 2 8 号線	新潟市西蒲区小吉 82 番 1 地先	新潟市西蒲区東中 32 番地 先
		新潟市西蒲区小吉 81 番 1 地先	

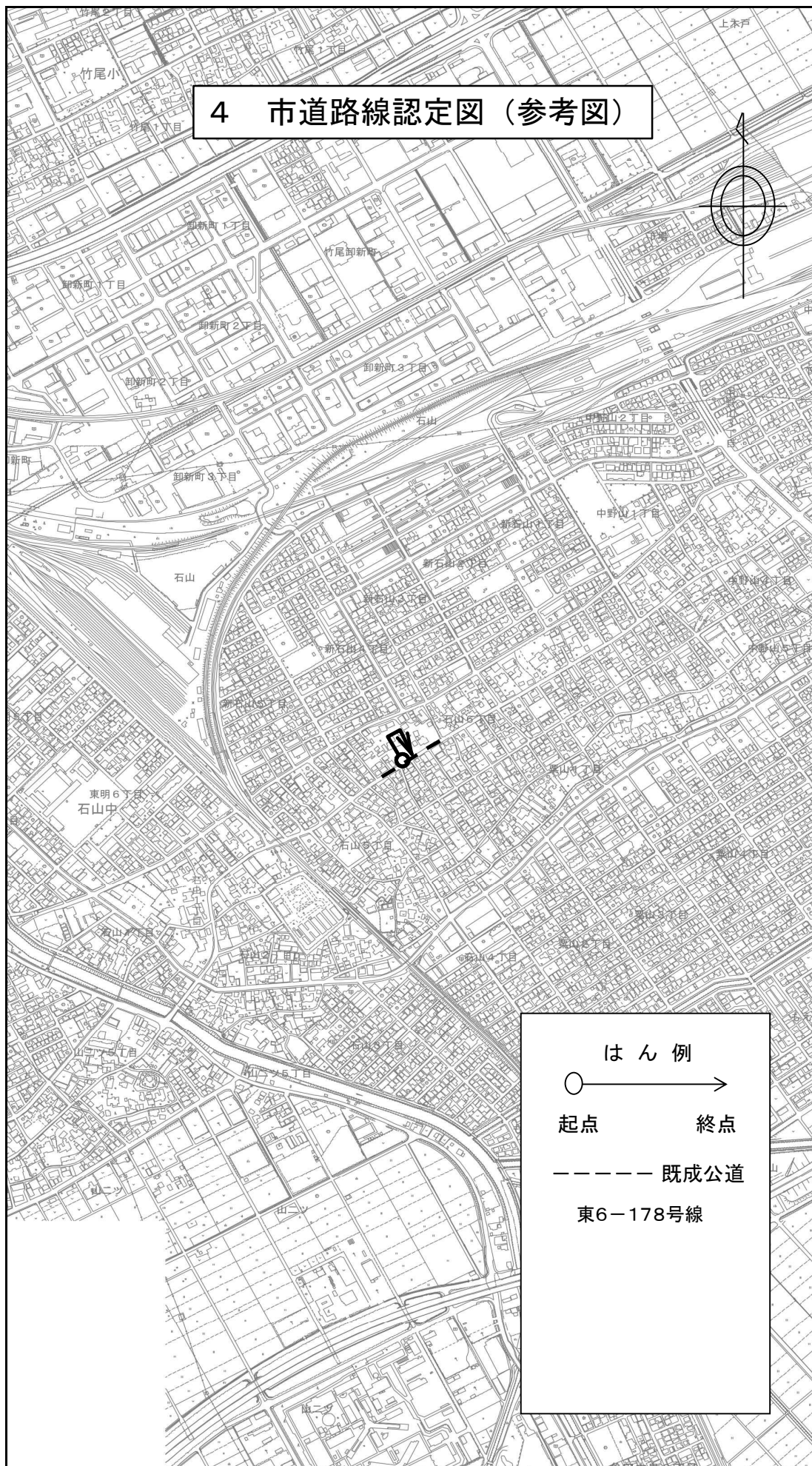
2 廃止する路線			
図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
11	東 4 - 7 6 号線	新潟市東区紫竹五丁目 1101 番 1 地先	新潟市東区紫竹五丁目 1754 番 8 地先
		新潟市東区南紫竹一丁目 1287 番 1 地先	
12	中之口 1 - 3 7 号線	新潟市西蒲区小吉 691 番地先	新潟市西蒲区東小吉 678 番 2 地先
		新潟市西蒲区東小吉 678 番 2 地先	
12	中之口 1 - 2 6 2 号線	新潟市西蒲区小吉 60 番地先	新潟市西蒲区中之口 1868 番 1 地先
		新潟市西蒲区中之口 1868 番 1 地先	
12	中之口 1 - 2 6 5 号線	新潟市西蒲区中之口 1933 番 1 地先	新潟市西蒲区中之口 875 番地先
		新潟市西蒲区中之口 875 番地先	
12	中之口 1 - 4 1 5 号線	新潟市西蒲区羽黒字東 47 番地先	新潟市西蒲区中之口 225 番 1 地先
		新潟市西蒲区中之口 225 番 1 地先	
13	中之口 1 - 1 7 2 号線	新潟市西蒲区道上字仲歩切 756 番地先	新潟市西蒲区道上字荒田 1043 番地先
		新潟市西蒲区道上字荒田 1043 番地先	
13	中之口 1 - 1 7 3 号線	新潟市西蒲区道上字八幡浦 631 番地先	新潟市西蒲区道上字荒田 1124 番 1 地先
		新潟市西蒲区道上字荒田 1124 番 1 地先	
13	中之口 1 - 1 8 3 号線	新潟市西蒲区道上字道下 5080 番 2 地先	新潟市西蒲区道上字下新 田 5204 番 2 地先
		新潟市西蒲区道上字下新田 5204 番 2 地先	
14	中之口 1 - 1 9 8 号線	新潟市西蒲区南福島字上向 403 番地先	新潟市西蒲区打越字真木 江向甲 221 番地先
		新潟市西蒲区打越字真木江向甲 221 番地先	
14	中之口 1 - 1 9 9 号線	新潟市西蒲区南福島字上向 469 番 1 地先	新潟市西蒲区打越字真木 江向甲 205 番地先
		新潟市西蒲区打越字真木江向甲 205 番地先	

——— 既成公道
豊栄2-425号線

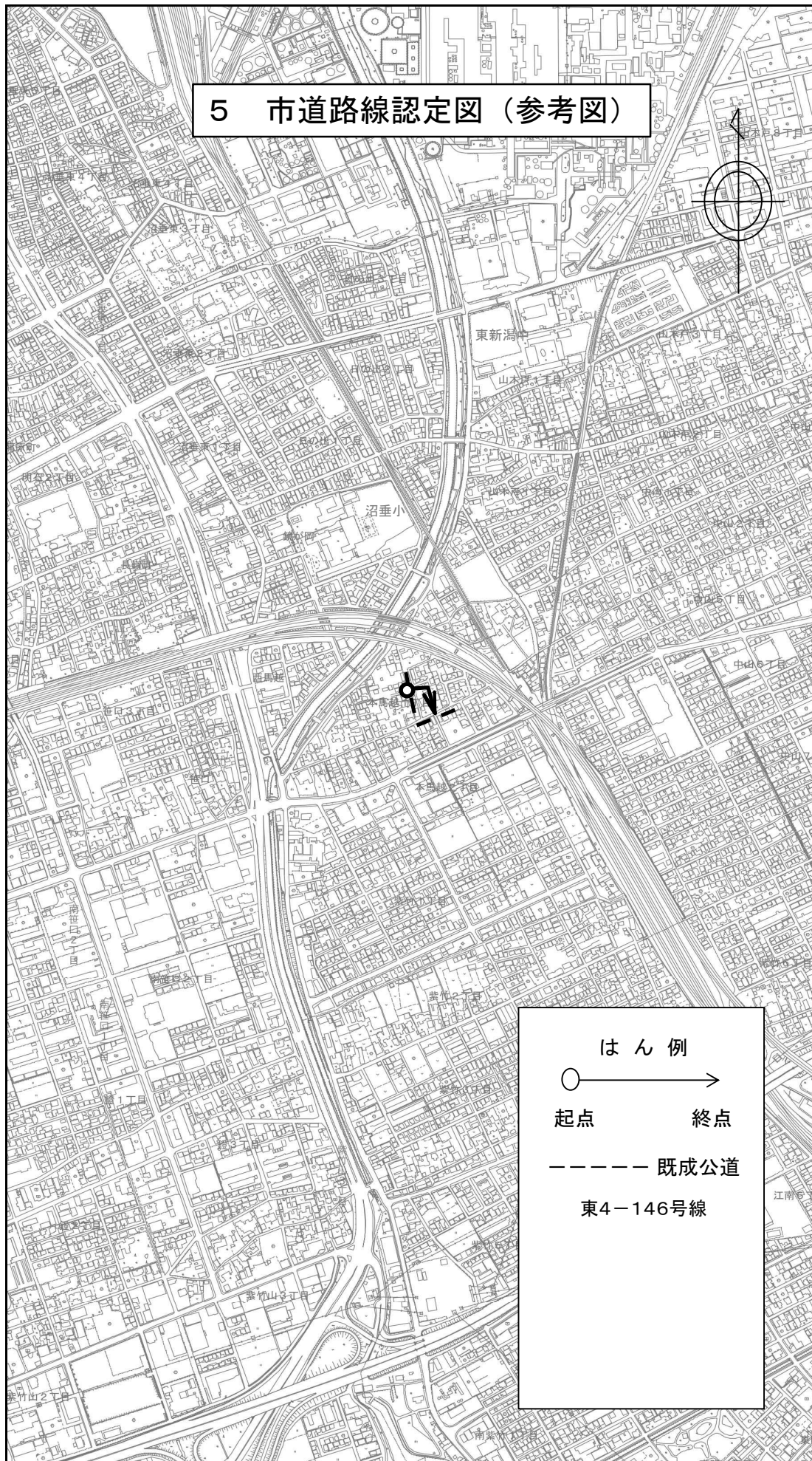
2 市道路線認定図（参考図）



4 市道路線認定図（参考図）



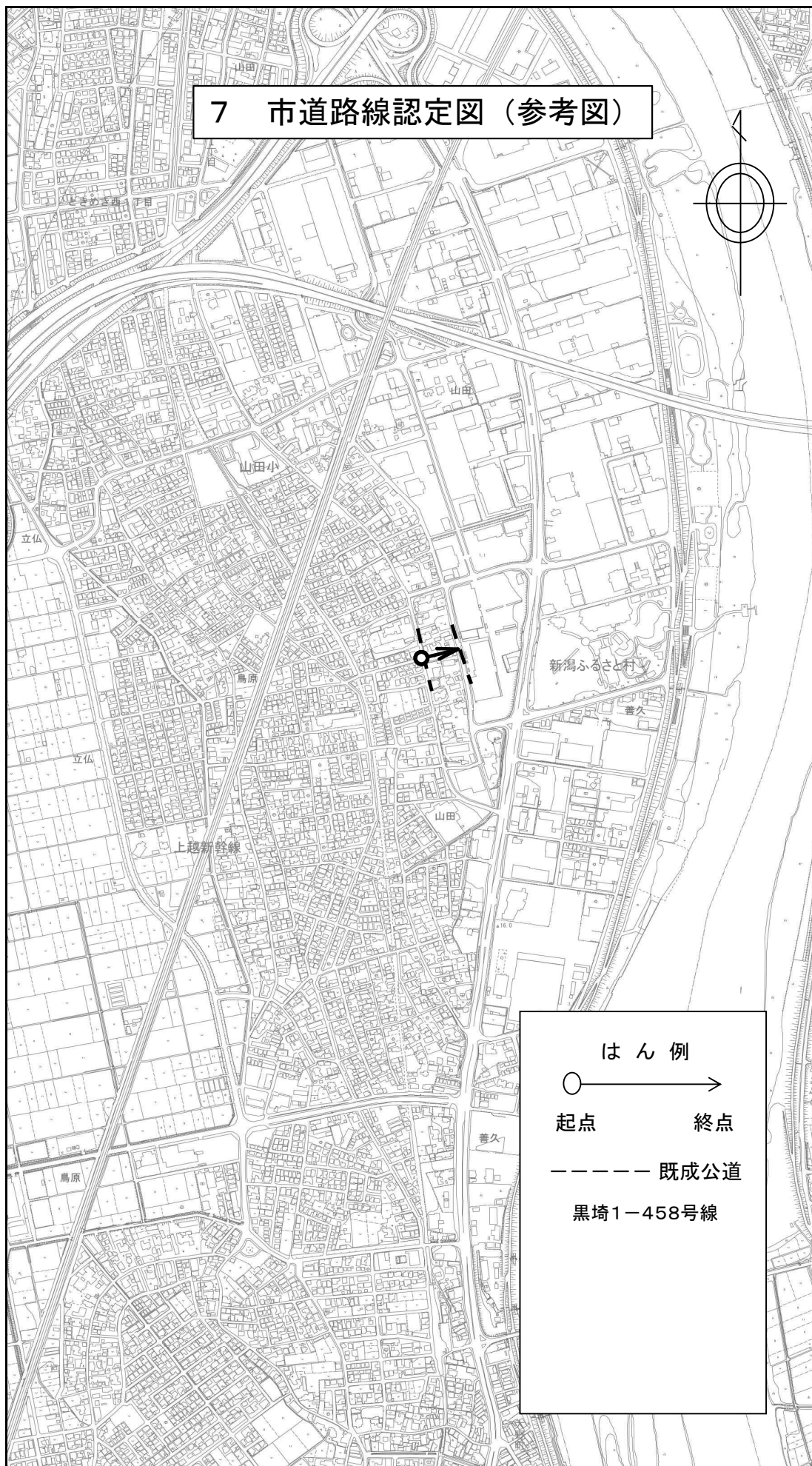
5 市道路線認定図（参考図）



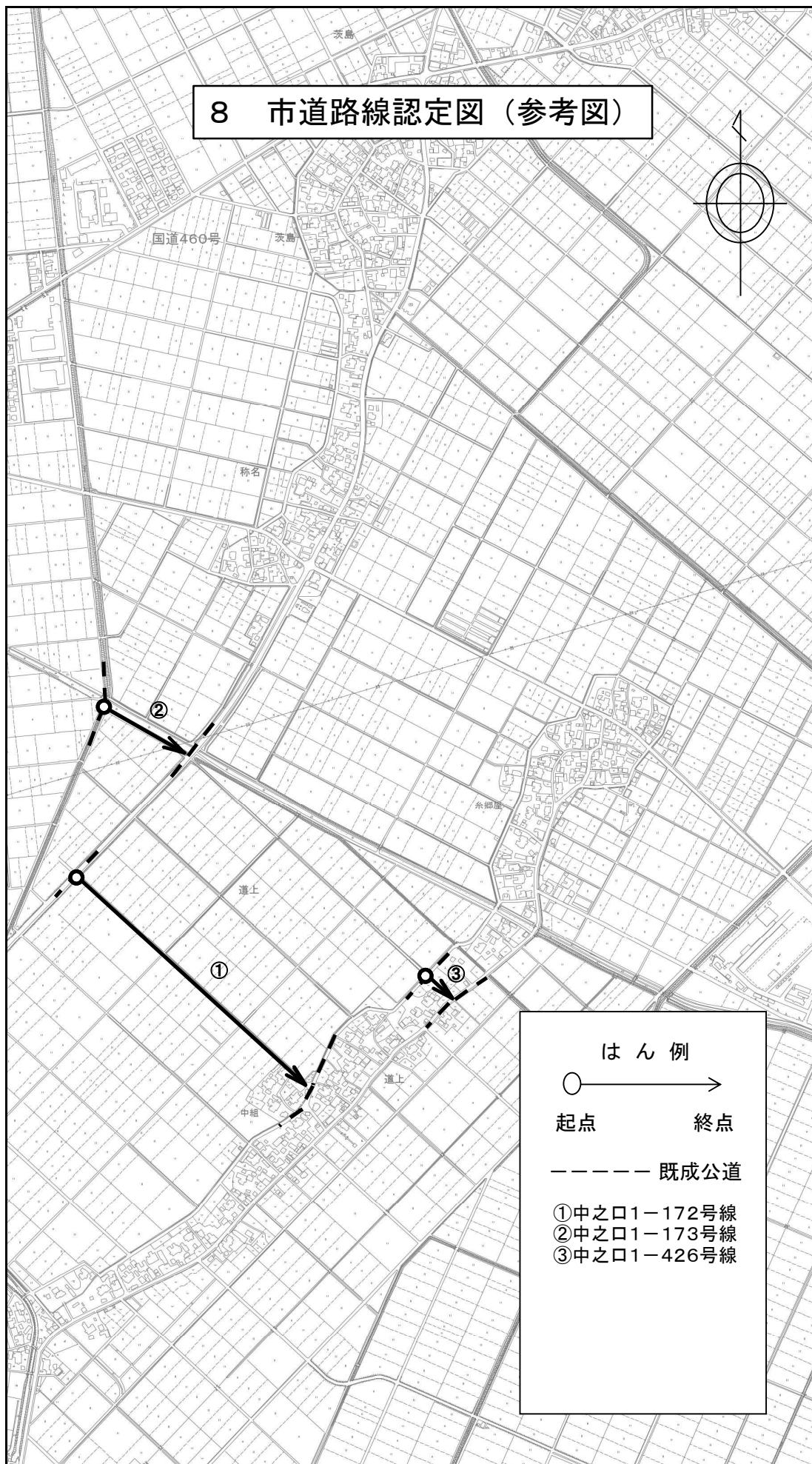
6 市道路線認定図（参考図）



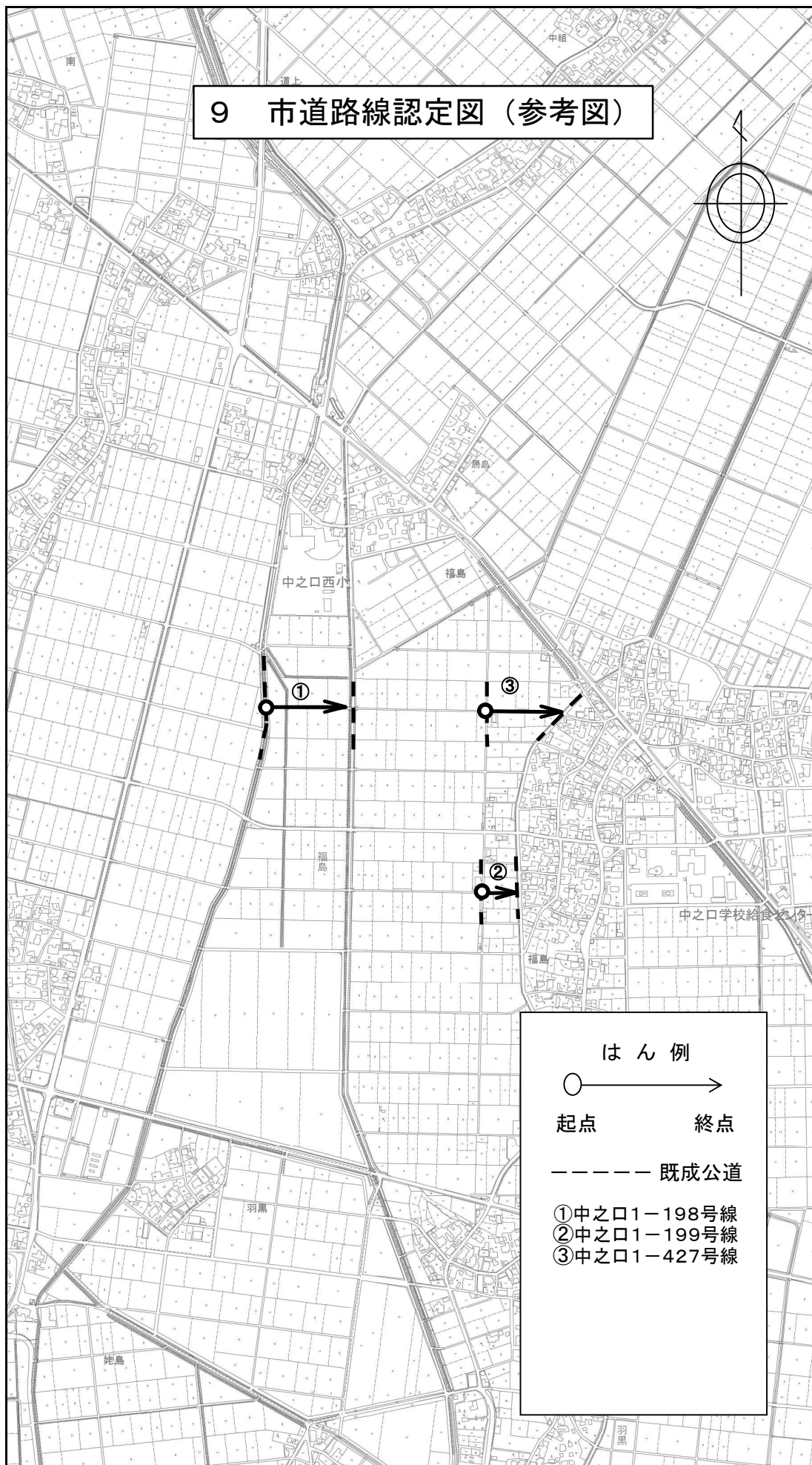
7 市道路線認定図（参考図）



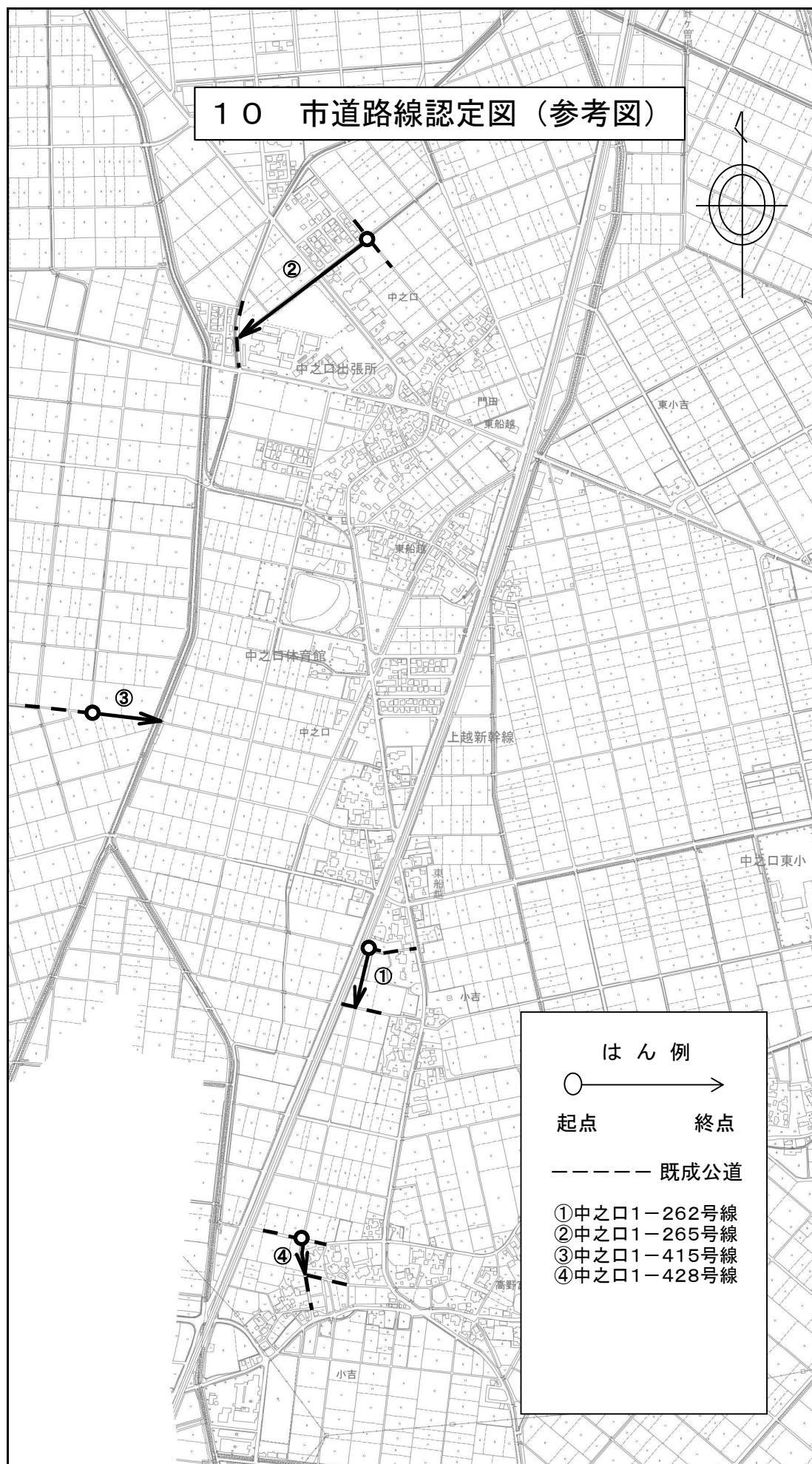
8 市道路線認定図（参考図）



9 市道路線認定図（参考図）



10 市道路線認定図（参考図）



11 市道路線廃止図 (参考図)

はん例

○ →

起点 終点

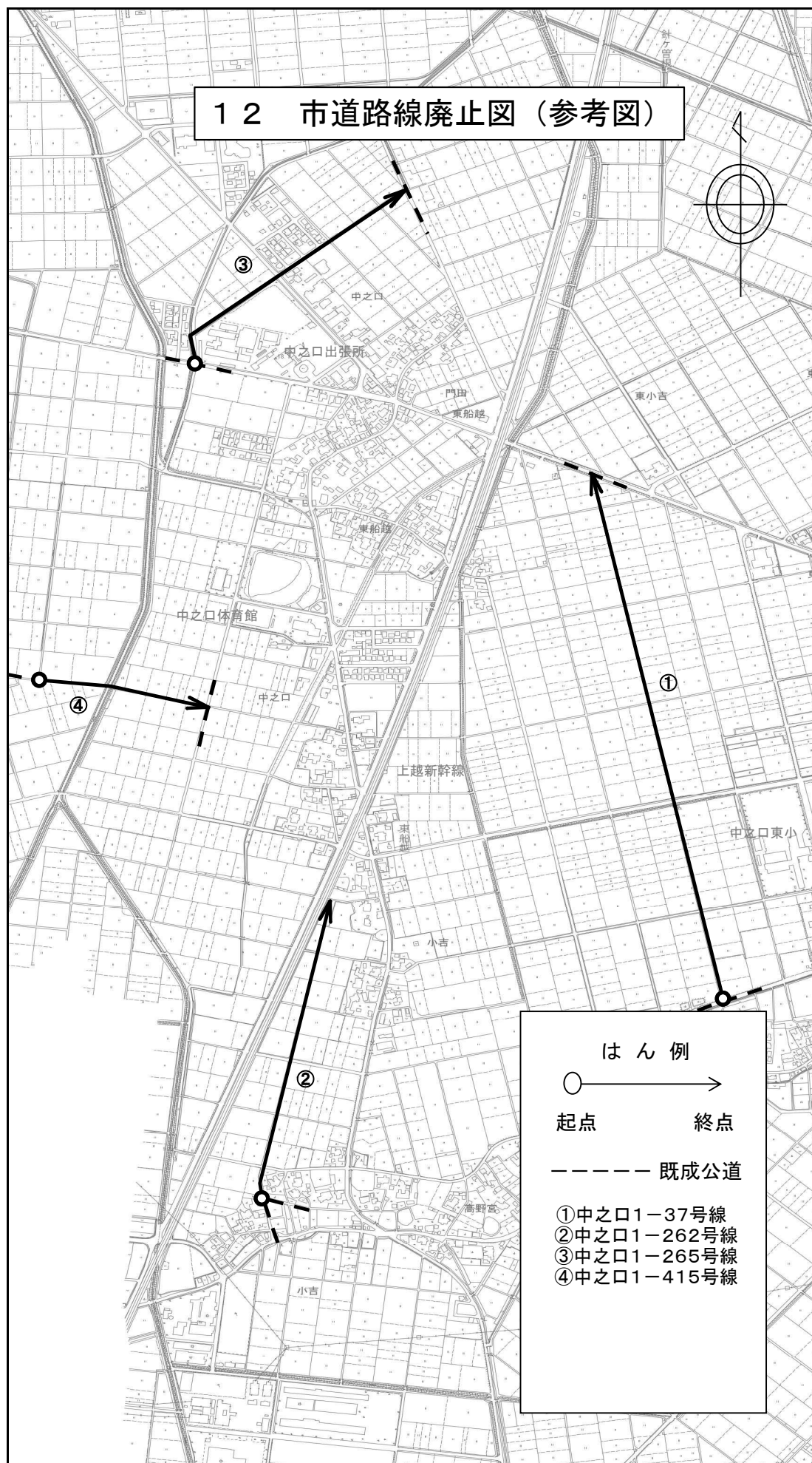
----- 既成公道

東4-76号線

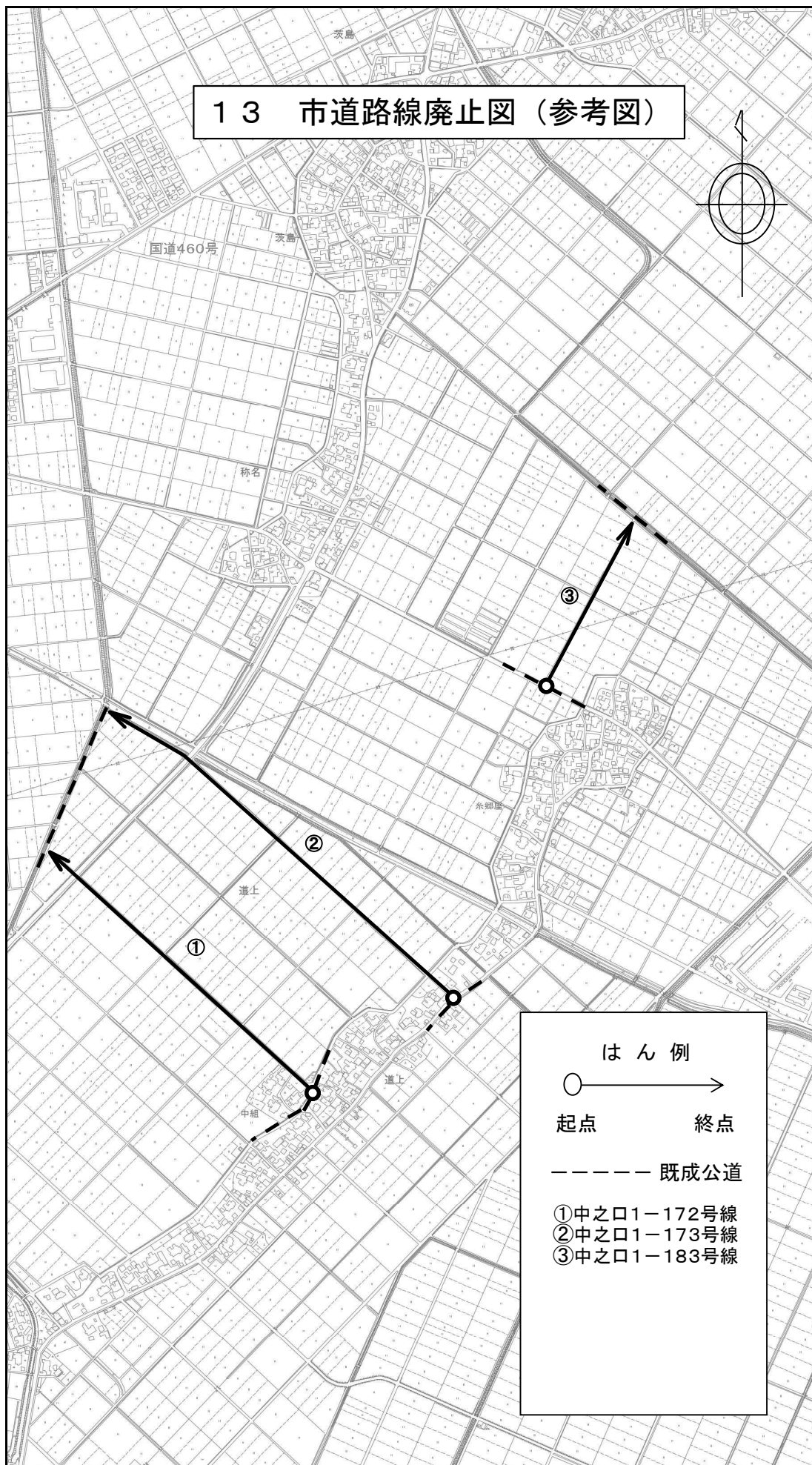
終点

東4-76号線

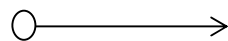
12 市道路線廃止図（参考図）



1 3 市道路線廃止図（参考図）



はん例



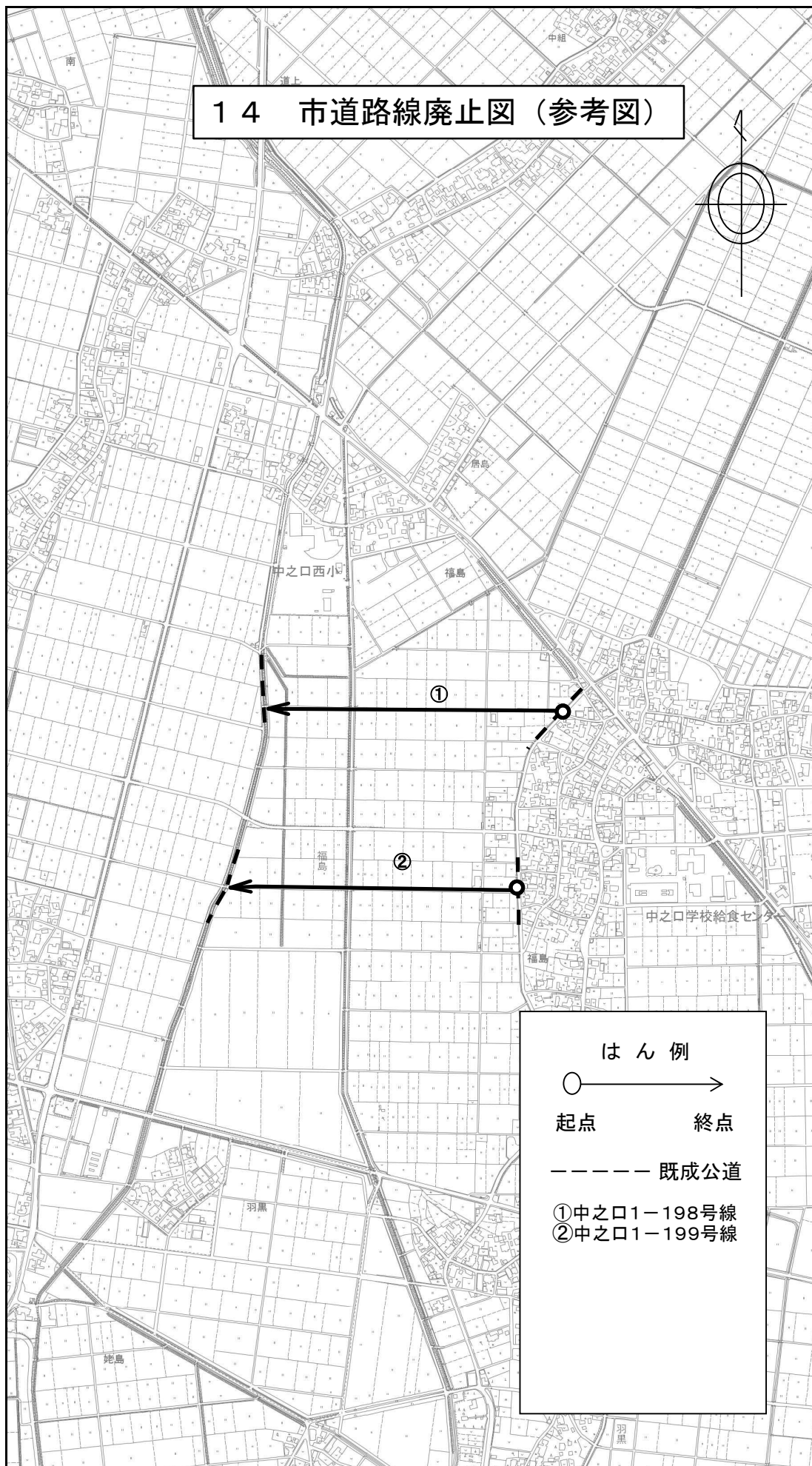
起点

終点

----- 既成公道

- ①中之口1-172号線
- ②中之口1-173号線
- ③中之口1-183号線

14 市道路線廃止図（参考図）



議案第 8 2 号

調停の申立てについて

次のとおり調停の申立てをするものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

1 相手方

新潟県柏崎市大字長崎 4 5 9 番地 1

小松商事株式会社

代表取締役 小松俊明

2 目的

令和 8 年 1 月 9 日に発生した東区太平 4 丁目地内での道路陥没事故に係る損害賠償債務について、相当因果関係の認められる損害の額を客観的かつ合理的な基準により確定する。

3 内容

道路陥没事故に基づき相手方に対して負担する損害賠償債務について、その額を確定するため、調停を求めるもの。

4 その他

本件については、上記の調停において目的を達することができないときは、必要に応じ上訴し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

議案第 83 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

本間 禎子

議案第 8 4 号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	所在地	数量
土 地	新潟市中央区鳥屋野 3 丁目 6 0 1 番 1 ほか 1 6 筆	1 0 , 8 8 6 . 4 0 平方メートル

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
蓄電池及びソーラ ーパネル	一式	50,226,550 円	新潟市東区卸新町 3 丁目 5 1 番地 2 9 船山 株式会社 新潟支店 支店長 小林 智之

議案第 86 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
情報系パソコン	一式	124,490,520 円	新潟市中央区鑑 2 丁目 10 番 6 号 株式会社 キザシオ 常務取締役 齋藤 弘

議案第 87 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（一般国道 4 03 号交差点）道路 改良工事	1,140,700,000 円	新潟藤田・テックアサヒ特定共同企業体 代表者 新潟市中央区白山浦 2 丁目 6 4 5 番 地 1 株式会社 新潟藤田組 取締役社長 藤田 直也 構成員 株式会社 テックアサヒ

議案第 88 号

契約の変更について

次のとおり契約を変更するものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
寄居コミュニティハウス建設工事	変更前 259,342,600 円	新潟市西区善久 8 2 3 番地 株式会社 廣瀬 代表取締役 廣瀬 徳男
	変更後 307,475,300 円	

議案第 89 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 2,491,617,269 円のうち 562,222,095 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 90 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金 4, 121, 868, 059 円のうち、2, 942, 408, 459 円を建設改良積立金に積み立て、1, 179, 459, 600 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 9 1 号

決算の認定について

令和 7 年度新潟市下水道事業会計決算、令和 7 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 7 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は、別冊のとおり。

報告第 5 号

継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

令和7年度 新潟市継続費精算報告書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		実 績		比 較	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳
					自己資金		自己資金		自己資金
1 事 業 費	1 営 業 費 用	取水施設撤去 事業	4	23,100,000	23,100,000	9,840,000	9,840,000	13,260,000	13,260,000
			5	207,900,000	207,900,000	41,086,604	41,086,604	166,813,396	166,813,396
			6	178,200,000	178,200,000	322,589,000	322,589,000	△144,389,000	△144,389,000
			7	112,200,000	112,200,000	147,569,755	147,569,755	△35,369,755	△35,369,755
			計	521,400,000	521,400,000	521,085,359	521,085,359	314,641	314,641